



住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

南あわじ市長 様

申告者 住 所

(納税義務者) 氏名(名称)

連絡先 () -

南あわじ市税条例第10条の3第9項の規定により、住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額措置の適用について申告します。また減額申告書審査のため、申告者及び居住者の補助金等の受領に関する調査を承諾します。

家屋の所在地		南あわじ市				
家屋番号	種 類	構 造	床面積 (うち居住部分)	建築年月日	登記年月日	耐震改修工事 完了年月日
			m ² (m ²)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
			m ² (m ²)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
居 住 者	住 所			いずれか該当する番号を囲んでください		
	氏 名			㊦65歳以上 ㊦要介護・要支援認定者		
	生年月日 T S H R			㊦障害者		
バリアフ リー改修 に要した 費用	①総額 円		②国又は地方公共団体の 補助金等、介護保険上の居 宅介護住宅費・介護予防住 宅改修費の総額 円			③差 引(①－②) 円
工事完了後三カ月以内に申告書を提出 できなかった理由						

[添付書類]

- A 改修工事の内容と金額を確認できる工事明細書
- B 改修工事箇所の写真(改修前・改修後)
- C 改修工事費の支払を確認できる領収書(①)
- D 補助金の交付・給付金の給付の決定を受けたことを確認できる書類(②)
- E 介護保険証の写し(㊦、㊦)
- F 身体障害者手帳等の写し(㊦)

※処理事項	調査年月日		調査員		入力処理		確認処理	
-------	-------	--	-----	--	------	--	------	--

減額適用要件一覧

チェック項目		適 用 範 囲
1	家屋建築年月日	新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅でないこと)
2	家屋床面積	改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること(居住上面積が全体の1/2以上)
3	改修内容	① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良 ⑤ 手すりの取付 ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取り換え ⑧ 床表面の滑り止め化
4	工事の費用	1戸あたり50万円を超えていること(補助金を除く)
6	居住者の条件	①65歳以上(工事完了日の翌年の1月1日) ②介護保険法上の要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③障害のある方(地方税法施行令第7条に該当)
5	期限	令和8年3月31日までに工事を完了すること

減額適用にあたっての注意

1	減額の範囲	居住部分一戸あたり100㎡まで(100㎡を超える場合は100㎡相当分)
2	減額の期間及び割合	工事が完了した年の翌年度に、対象家屋の固定資産税を1/3減額する

その他

- ◆ 当該減額措置の適用を過去に受けたことがある家屋は、減額を受けることができません
- ◆ 同じ年度において、耐震改修工事、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事等による減額措置と重複して適用を受けることはできません。
- ◆ 省エネ改修減額措置は、同一年度内に重複しての減額の適用を受けることができます。
- ◆ 減額申告書へのマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載について、平成28年1月1日以降の申告分より、申告書様式にマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来通り有効な申告があったものとして受理します。

お問い合わせ先

南あわじ市役所 税務課 固定資産税係 家屋担当

TEL 0799-43-5213

FAX 0799-43-5313